

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月15日（平成27年（行情）諮問第557号）

答申日：平成28年9月9日（平成28年度（行情）答申第303号）

事件名：「陸上自衛隊のCBRN事態対処の在り方」研究成果（終了報告）
について（報告）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸上自衛隊のCBRN事態対処の在り方に関する研究」に関して「行政文書ファイル等」（防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号））に綴られた文書の全て。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。**開示対象文書は2013.10.28一本本B686と同じ。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「陸上自衛隊のCBRN事態対処の在り方」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第19号。24.3.12）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月25日付け防官文第8567号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報についても組織共有文書であれば開示対象であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。諮問庁は、過去の開示決定においても、Word等で作成された履歴情報を含む電磁的記録を開示したことがある。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。

- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法10条の規定を適用して開示決定期限を延長した上で、平成27年5月25日付け防官文第8567号により、法5条3号、4号及び6号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙のとおりである。

3 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部がいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成したデータをPDF化したものであり、当該データはPDFを作成した後に廃棄している。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定していない。

なお、本件対象文書の作成手順は、上記3のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDF形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号、4号及び6号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年9月15日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年10月7日 審議
- ④同月27日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤平成28年7月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同年9月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）が作成した特定の事態への対処に関する研究報告であり、処分庁はその一部を法5条3号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（PDFファイル形式以外の電磁

的記録の保有の有無)及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、研究本部で実施した研究の成果について、研究本部長から陸上幕僚長に報告した文書及びその原議書である。原議書については、当初から紙媒体でのみ保有し、電磁的記録は保有しておらず、原議書を除く部分については、研究本部の担当者が文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトを使用して原稿を作成したものである。

イ 原議書を除く部分について、本件対象文書の発簡後は、当該部分の編集の必要がないこと、誤操作による誤編集を防止する観点から、PDFファイル形式に変換した上で原稿を廃棄し、PDFファイル形式の電磁的記録及び紙媒体により保存している。

ウ 本件開示請求及び異議申立てを受けて、研究本部の書庫、パソコン上のファイル等を探索したが、本件対象文書以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、本件対象文書を確認したところ、原議書については、手書きの部分や決裁者及び起案者等の押印が認められ、紙媒体により保有しているとする上記(1)アの諮問庁の説明は首肯できる。

また、原議書を除く部分について、紙媒体及びPDFファイル形式の電磁的記録のみしか保有していないとする諮問庁の上記(1)ア及びイの説明が不自然、不合理とはいえない。

さらに、上記(1)ウの探索の範囲、方法が不十分であるともいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙の一連番号1及び3に掲げる部分

当該不開示部分には、陸上自衛隊の運用に資するための研究に係る情報が記載されており、これを公にすると、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙の一連番号2に掲げる部分

当該不開示部分には、陸上自衛隊の編成に係る情報が記載されており、これを公にすると、陸上自衛隊の態勢が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙の一連番号4に掲げる部分

当該不開示部分には、消防又は警察の編成及び運用に係る情報が記載されており、これを公にすると、消防又は警察の運用能力等が推察され、テロ行為等を企図する相手方において、その裏をかいた行動を容易にする可能性があり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（原処分において不開示とした部分及び理由）

- 1 「陸上自衛隊のC B R N事態対処の在り方」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第19号。24.3.12）（別冊を除く部分）

一連番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	3ページないし7ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の運用に資するための研究に係る情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	4ページの一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

（注）「不開示とした部分」のページ番号は、文書の各ページ右上部に記載のページ番号を示す。

- 2 研本研第19号（24.3.12）別冊 「陸上自衛隊のC B R N事態対処の在り方」研究成果（終了報告）

一連番号	不開示とした部分	不開示とした理由
3	2枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の運用に資するための研究に係る情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	1ページ、4ページないし31ページ及び39ページないし125ページのそれぞれ一部	
4	37ページ、38ページ、44ページ及び45ページのそれぞれ一部	消防又は警察の編成及び運用に係る情報であり、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること

	部	とから、法5条4号に該当するとともに、当該地方公共団体との信頼関係を損ない今後の調査研究等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。
--	---	---

(注) 「不開示とした部分」のページ番号は、別冊の各ページ下部に記載のページ番号を示す。ただし、「枚目」については、別冊の表紙から続く通しの枚数を示す。